

# 新型コロナウイルス感染症蔓延時の 「教育実習」と「介護等体験」の対応

有馬 比呂志<sup>†</sup>

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）は世界的規模で経済活動のみならず日常生活のあらゆる活動に影響を与えた。小学校から大学までの教育活動も多大な影響を受けてきた。例えば、遠隔授業やリモート授業などと呼称される授業形態では、実際の教室で行ういわゆる対面授業では可能な学習者の授業態度の把握などは難しい。双方向的な活動も容易ではないため旧来の講演形式の授業になりがちであった。しかしながら、オンデマンド型の授業で生徒・学生自身のペースで学修でき、教師への質問などがオンラインのチャットなどで心理的抵抗の少ない形で可能になる等肯定的な側面も新たに発見できた。

教職課程を有する大学においても、その学修において様々な制約を余儀なくされてきた。実際の授業を模した各教科の教育法の講義・演習などは、遠隔授業では大きな困難を有することになり十分な教育効果をあげることができなかつたのではないだろうか。特に、学外における学びの代表である「教育実習」と「介護等体験」は、いわゆる座学による学びだけでは、その学修目標到達の難易度はきわめて高い。換言すれば、教育現場での体験から得られる学びの所産は、机上では不可能であるということである。

しかしながら、コロナによる今世紀未曾有の教育環境の変化を教育関係者は様々に教育方略を工夫し凌いできたと考えられる。

コロナが蔓延しほとんどの義務教育現場での休校がなされていた令和2年度における「教育実習」と「介護等体験」については後述する代替措置を講ずるなど本来の実習等が困難な事態となっていた。

本稿では、近畿大学工学部（以下、本学）の「教育実習」と「介護等体験」で実施の方法変更が余儀なくされた事例への対応について検証しその教育効果について検討する。

## 1. 「教育実習」

### 教育実習生

令和2年度は、本学の教職課程の4年生19名が教育実習に参加した。彼らの3年次は21名であったが、電子機械工学科1名、機械工学科1名がそれぞれ辞退、および教育実習要件を満たさず教育実習が叶わなかった。

### 教育実習の代替措置についての初期対応

令和2年5月1日付で文部科学省からの「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（通知）が届く。これによれば、例えば4週間の実習を2週間とすることが可能としている。例として、4単位の教育実習で1単位を30時間（大学設置基準等では、1

---

<sup>†</sup> 近畿大学工学部教育推進センター

単位は 45 時間の学修内容が必要とされている) とすると, 120 時間を 1 日当たり 8 時間として計算すれば 15 日間すなわち土日を除くと 3 週間に相当することになる. 2 週間の実習が可能であれば, 残り 1 週間分 (40 時間) を大学の授業で補填が可能であることが記載されていた.

この通知以降, 本学の実習予定校より 3 週間の教育実習のうちの 1 週間分を本学の授業に替えることが可能かどうかについて問い合わせを受けた.

表 1. 令和 2 年度教育実習における実習期間と補填措置

学生	免許	実習期間	補填期間	受け入れ校
A	工業	2		
*B	数学 (中)	3	1 週間	T 中学
C	数学 (中高)	3		
D	数学 (中高)	3		
E	技術・工業	3		
*F	技術・工業	3	1 週間	T 中学
G	理科 (高)	2		
H	理科 (中高)	3		
I	理科 (高)	2		
J	理科 (中高)	3		
*K	理科 (中)	3	1 週間	I 中学
L	理科 (中高)	3		
*M	理科 (高)	2	2 週間	H 中学
N	数学 (高)	3		
O	工業	2		
P	数学 (中高)	3		
Q	数学 (中高)	3		
R	数学 (中高)	3		
S	数学 (中高)	3		

注: \*は代替措置が必要となった学生, 学生は学生番号順に掲載

#### 検討委員会の設置と教育委員会への依頼

上記の状況を踏まえて, コロナの影響で教育実習予定校において実習が不可能になった場合, あるいは部分実施となり, その代替措置が必要になった場合を想定し, 教育実習の不足を補填する代替教育プログラムを, 事前検討するための委員会を本学教職課程運営委員会の委員を中心に小委員会を設置した.

本小委員会で協議の結果、教育実習の意義と目的に鑑みて、できうる限り大学における座学ではなく教育現場における実践的教育の場を提供することを優先して、以下の順で対応を協議し順位の高いものから実施していくことを決議した。

- ①実習校において実習期間の延期が可能かどうかの問合せと検討の依頼
- ②本学近隣の中学高校での実習
- ③近畿大学附属中学・高等学校での実習
- ④代替プログラムとしての教育（教職の授業における TA、教職授業の計画・作成など）

表 1 に示すように、令和 2（2020）年 7 月 17 日において、教育実習実施可の未定が 8 名、実習短縮が 2 名の計 10 名の学生に補填あるいは代替措置が必要となる可能性があった。同年 8 月 31 日時点では未定 8 名のなかで 1 名が中止、残り 1 名が短縮になり、結果として、4 名（21%）の学生に対して代替措置の検討が必要となった。

そこで、上述の②本学近隣の中学高校での実習について、本学の立地している東広島市の教育委員会に対して、教職課程運営委員長より依頼を行い、本学近隣の中学校を実習校として紹介いただいた。その結果、T 中学 1 名、I 中学 1 名、H 中学 2 名の計 4 名の学生の実習の補填が可能となり、教育現場における教育実習を完遂することができた。

## 考察

コロナの影響による教育実習の補填としての本学の取組は、上述のように約 21%と比較的少数の実習生が対象であったことに加え、代替措置としての座学等を行うことがなかった。そのため、この度の補填措置を否定的な教育効果として捉えるのではなく、教育現場の経験的学びをより増やすことになり肯定的効果をもたらしたと評価することも可能であるだろう。今後緊急な場合の対策に加えて、本来的な教育実習の在り方を再考するよい機会となったと考えられる。

## 2. 「介護等体験」

介護等体験は、授業ではないが、小学校・中学校の教員免許状を取得するために必要な学修である。文部科学省 HP によると次のように説明されている。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号）に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）において、7 日間障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを、小学校・中学校教諭の普通免許状の授与の要件とするものです。

介護等体験のコロナ対策に関して、文部科学省より、「特例的に行う介護等体験代替措置等について」通知があり、代替措置が講じられることになった。

代替措置に関しては、教職課程運営委員会で議論をしたうえで、受入施設および社会福祉

協議会、広島県教育委員会への問い合わせたところ、次のような回答を得た。

#### 介護等体験受入施設 A

「代替措置に関しては情報を受けてなかったが、利用者のご家族の入構も制限しているような状況であるため代替措置をお願いしたい。」

#### 社会福祉協議会（社会福祉施設）

「代替措置で介護等体験を免除された場合でも、教育上の観点から来年度介護等体験を受け入れは可能か、との問い合わせに関しては、来年度受入施設の人数調整が可能であれば、実質的には受入可能である。」

#### 広島県教育委員会（特別支援学校）

「代替措置で介護等体験を免除された場合でも、教育上の観点から来年度介護等体験を受け入れは可能かとの問い合わせについては、希望すれば制度上不可能ではないが、大学からの参加強制は受け入れ校の負担を考慮すれば控えてもらいたい。」

上記の回答を受け本学では、社会福祉施設（5日間）および特別支援学校（2日間）での体験を取り止め、文部科学省の代替措置を講じることとした。なお、学生には、8月25日に介護等体験説明会を臨時で行い周知をした。

代替措置は、特別支援教育総合研究所の印刷教材2科目（視覚障害児の教育課程及び指導法／聴覚障害児の教育課程及び指導法）のいずれか1科目を視聴しレポートを作成することとした。

9月5日に印刷教材視聴の案内を行い、11月30日までにレポートを提出させた。介護等体験の担当教員で12月7日までにレポートの内容を含め確認を行った。

なお、文部科学省HPのQ&A（大学等、代替措置を開設する者向け）の問25に以下の文言があった。

「レポートの評価や指導を行わなくてよいですか。」

答 レポートの確認は、1) 印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2) その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、記述がなされているか確認することは必要ですが、評価や指導は必ず行わなければならないものではありません。

## 考察

本学においては、上記の回答に準じて学修の成果とそれらを教職に生かそうとしているかどうかを中心に教職担当教員で確認を行い、介護等体験の代替措置を修めたことを承認した。介護等体験参加予定であった学生のすべてが、代替措置のレポートを期限内に提出し、視聴した動画によって、支援を必要とする人の存在やその支援の在り方を深く学んだことを報告していた。今回、介護等体験で求められている体験的な学びは不可能となったが、代

代替措置による新たな学びの機会を提供できたと考えられる。「新たな学び」をボランティア活動や日常生活のあらゆる場面で、人々に対する尊厳や社会連携の認識につながる事が期待される。

## まとめ

コロナ禍において授業等の代替措置は否定的効果をもたらすと考えがちである。上述したように机上だけでは理解しがたい教育内容が存在する。しかしながら、今回は代替プログラムなどの現場を離れた対応を採ることを回避でき、当初の実習校以外の学校において実習が可能になった。そのため本学の「教育実習」に関しては、代替措置を行った実習生は寧ろ多様な学びができたという肯定的な教育効果が見られた。

「介護等体験」については、代替的学びでは、実際に人と触れ合い対面してこそその学びは難しかったと思われる。介護等体験の目的の一つは、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例法に関する法律（介護等体験特例法）」（文部科学省、2011）にもあるように個人の尊厳や社会連帯の理念に関する認識を深めることであり、そのために体験的学習を求められている。しかしながら、本学では普段学ぶことの機会が限られている特別支援に関して非体験的な個人学習ではあったけれども、各学生の真摯な学びによって深く学ぶ機会が与えられることになったと考えられる。今後の課題として、代替措置では不可能であった体験的な学びを「教職実践演習」などの授業の中で補填できるよう検討を行なう必要があるだろう。

今後、「教育実習」や「介護等体験」において、実習校や社会福祉施設ごとの感染症対策や学生の受け入れ基準などを検討する必要があるだろう。従来のような実習等が再開されたとしても、新たな感染症出現も念頭に置き、リスクマネジメントの側面からだけでなくこの度の代替措置で実施された実習校の変更、さらに、実施はされなかったが検討された代替プログラムも考慮に入れて教職教育の質を高めていくことが重要である。

## 引用文献

文部科学省（2021）令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置等について（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00836.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00836.html)）

文部科学省（2011）平成9年介護等体験特例法の概要（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）

（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1314079.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1314079.htm)）